

経済産業省

平成22・02・26資第33号

エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置に関する様式を次のとおり制定する。


平成22年3月19日

経済産業大臣 直嶋 正行

エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置に関する様式

エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）の1-2（4）、2-2（4）、3-2（4）、7-2（4）及び13-2（4）に規定する様式は、次のとおりとする。

様式を作成した年度を表示。



電気冷蔵庫のうち、ノンフロン製品についてはノンフロンマークを表示。

多段階評価の星の数を大きく表示。

省エネ基準達成率100%の位置を表示。

省エネルギーラベルを表示。

1年間使用した場合の目安となる電気料金を表示。

2000年度版
この商品の
省エネ性能は？

省エネ基準達成率 100%以上

省エネ基準達成率 エネルギー消費効率

100% 未済

省エネ基準達成率 ○○○% エネルギー消費効率 ○○○

日標年度 2000年度

メーカー名 | 機種名

1年間使用した場合の目安電気料金 ○○○円

使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

附 則

この様式は、平成22年4月1日から施行する。

なお、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置に関する様式（平成21年4月30日付け平成21・04・17資第31号）は、平成22年3月31日をもって廃止する。